

1年以上滞納すると.....

サービスを利用するときに、
一旦費用の全額を自己負担
しなければなりません。

その後申請をすることで保険
給付費が支給されます。

1年6ヶ月以上滞納すると.....

介護サービス費用を一旦全額
自己負担し、保険給付分の一
部または全部が差止めとな
ります。

さらに滞納が続くと、差止め
られた保険給付分が滞納保
険料の解消に充てられます。

2年以上滞納すると.....

保険料の未納期間に応じて、費用の自己負担
が3割または4割に上げられます。
また、高額介護サービス費払い戻しや負担軽減
措置等が受けられなくなります。

※過去に時効となった保険料の有無によって決
定します。時効となった保険料は、後から納める
ことができないため、給付減額期間中に時効と
なった保険料を支払い、利用料の負担割合を戻
すということは出来ません。